

本委員は昭和二十五年七月十二日（水曜日）議長の指名で次の通り選任された。

專門員 橫大路俊一君
專門員 濱口金一郎君

委員土橋一吉君辭任につき、その補
欠として加藤充君が議長の指名で委
員に選任された。

委員加藤充君辭任につき、その補欠として土橋一吉君が議長の指名で委員に選任された。

早川 崇君 青野 武一君
 赤松 勇君 前田 種男君
 柄澤 孝子君 土橋 一吉君
 中原 健次君
 同日倉石忠雄君が議長の指名で委員長に選任された。

失業保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九号)
の審査を本委員会に付託された。

理事の互選
失業保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第九号)

○倉石委員長　ただいまより労働委員会を開会いたします。

この際ちよつとお願い申し上げ

たいと存じますが、このたび本労働委

員会の委員長選任にあたりまして、私

が再び委員長の席を汚すことになりま

した。どうぞよろしくお願いいたします

す。(拍手)

以上五名の方を理事に指名いたします。

○土橋委員 その問題につきましては、今きまりました、理事の諸君五名が委

員長から指名されましたが、それは私どもとしても了承いたします。わが党の実際の院内における活動を勘案いたしまして、少くとも理事会には、この

前の運営委員会におきまして申合せになりましたように、随時われ／＼も傍聴しまして、そうして内容については事前に御連絡を願うし、あるいは事後においても理事会の決定につきまして

はわれ／＼の方にも、また労働党その他の各会派にも御連絡を願ひまして、そうして円滑に運用するようにやつていただきたい。こういう点を、運営委

○倉石委員長　よく土橋君のおつしや
 員会の内容をさらに私は確認申し上げ
 ておいて、きめていただきたいと思ひ
 ます。

ることを承つて、適当に措置いたしたいと存じます。

○倉石委員長 次に失業保険法の一部を改正する法律案を議題としたしま

す。また、政府側より提案理由の説明を求めます。

○赤松委員　ただいま失業保険法の一部を改正する法律案が議題となつてお

るのでございますが、第七国会以来、国鉄第二次裁定が本労働委員会に継続審議になつておるのでございます。政

府は去る七月十三日再提出をされまして、すでにその案件は本委員会にかか

つておるようでございます。私どももちろん失業保険法の一部を改正する法律案はきわめて重要だと存じますが、

国鉄の第二次裁定はすでに相当長い間、本労働委員会に継続審議にかかつ

ております。本会期もきわめて短いようでございますから、この国鉄第二次裁定の案件の取扱いに関し、私どもの希望を率直に申し上げますならば、第

一にこの案件を議題に供し、各委員諸君の御審議を煩わすのが当然であると思ひますが、委員長はこの第二次裁定の審議に閑しまして、どのような御見解を持つておられますか。この發

ちよつとそれをお聞きしたのでございます。

○倉石委員長 赤松君にお答えいたします。国鉄第二次裁定は御承知のよう

に第七国会で継続審査になりまして、本委員会にそのまま残つておつたのが、本国会に再び出て参つたわけでありまして、委員会と再付託されたわけ

でありますが、それにつきましては、私どもも国鉄第二次裁定をすみやかに何とか処置したいということとは、まったく御同感であります。そこで私ども

裁定の解決に向つて一日も早くその曙光を見出すように、今までも継続いたして努力をいたしているわけでありま

すが、本委員会の諸般の審議とにらみ合せまして、私といしましては皆さんの御協力を得て、なるべく来週早い

機会にこれを本委員会に上程をして、審議を進めて参りたい、かように考え

第一類十五号 労働委員会議録第一号 昭和二十五年七月十九日

ているわけであります。どうぞ御了承願います。

○赤松委員 委員長の誠意のあるところよくわかりました。たいへん意を強うするのであります。そこで、はなはだ何でございませうが、来週早々と申されましても、私も実はけさの国会対策委員会におきまして、労働委員会においてこの点を明確に決定すべきだということになつておりますので、願わくば、そう大して手間はとらないと思ひますから、そこで政府の方の御提案の御説明のあります前に、ほんの二、三分でよろしいのでありますから、ただいま決定されました理事諸君の御参集をお願いいたしまして、理事會において大体来週の何曜日からいから始めるといふことをおきめ願ひますならば、失業保険法の一部を改正する法律案の審議の進行もまたきわめてうまく行くのではないかと、かように思ひますので、ぜひともひとつよろしくおとりはからいくださることをお願いいたします。

○倉石委員長 この点につきましては、それでは政府側の説明を聴取いたしたあとで、本委員会散會後に理事會を開いて、御相談をいたすことにしたいと思ひます。

それでは政府側の説明を求めます。

保利労働大臣。

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「船員保険の被保険者」の下に「（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十條第一項の規定による被保険者を除く。）」を加える。

第三十一條但書を削る。

第三十四條の四第三項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十八條の六第一項中「三十二日分以上」を「二十八日分以上」に改める。

第三十八條の九第一項及び第二項中「三十二日分」を「二十八日分」に、

同条第五項中「通算して七日又は継続して五日」を「通算して六日又は継続して四日」に改め、同条第六項を次のように改める。

労働大臣は、毎月末日においてすでに徴収した保険料総額とすでに支給した保険給付総額の三分の二に相当する額との差額が、その月及びその前三月の四箇月間に支給した保険給付総額の百分の百を超えるに至つたと認める場合、又は百分の五十を下るに至つたと認める場合は、前項の通算して六日又は継続して四日の日数（その日数が、本項の規定により変更されたときは、その変更された日数）について、各々一日を減じ、又は加えるものとする。

第三十八條の十一第三項中「支給した保険給付総額」を「支給した保険給付総額の三分の二に相当する額」に改める。

第三十八條の十三第三項中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十八條の十五に次の一項を加える。

前項の規定により離職の日の属する月の前二ヶ月を被保険者期間として計算することによつて第十五條第一項の規定に該当するに至つた者について、第十七條の二の賃金日額を算定する場合、その二つの各月において納付された保険料の額を百分の二で除して得た額をそれぞれその各月に支拂われた賃金額とみなす。

附則

この法律は、昭和二十五年八月一日から施行する。

○保利労働大臣 失業保険法の一部を改正する法律案の提案の理由を、御説明申し上げたいと存じます。

失業保険法は、昭和二十二年第一回国会において制定されました。昨年の五月その一部を改正し、適用範囲の拡張、失業保険金の実質的増加、及び日雇失業保険金制度の創設など、失業保険制度の整備拡充をはかつたのであります。しこうして特に日雇失業保険制度につきましても、昨年十一月より失業保険料の徴収事務を開始いたし、保険給付につきましても、本年一月より実施して参つたのであります。その実施の状況を見ますと、現下の日雇労働者保護の保護に必ずしも十分でない点がございませうので、今回これが改善をはかりたいと存する次第でございませう。本法律案を提出いたしました理由は、右の点にございませう。

次にその概要を御説明申し上げますと、まず第一点は、日雇失業保険の受給資格要件を緩和することでありませうが、これは現行の日雇失業保険の受給資格要件が、失業前二ヶ月において三十

二日以上、失業保険の適用事業主に雇用されることを必要とするのであります。しかし最近の日雇労働者の就労状況にかんがみまして、今回この受給資格要件を緩和いたしまして、失業前二ヶ月において二十八日以上就労した場合に、失業保険金の支給を受け得る資格を得ることができるよう、改めることとしたのであります。

次に改正の第二のおもな点は、日雇失業保険の待機日数を緩和し、かつ保険経済の状況に應じてこれを合理的に調整するようにいたそうとすることでありませう。これは現在の日雇失業保険において、日雇労働者保護が受給資格要件を具備しておりましても、失業した日数が通算して七日、または継続して五日の待機日数を経過しない間は、失業保険金の支給を受けることができないこととなつておりますが、この待機につきましても現行法第三十八條の九、第六項の規定によりまして去る六月一日から、通算して六日、または継続して四日に短縮してあるものであります。改正法案におきましては、この短縮された待機日数を原則として改め、かつ保険経済の状況に即応しまして、これに一定の余裕があるときは、その日数を一日ずつ引下げ、保険経済が一定限度以上きつりくつになつた場合は、一日ずつ引上げることでございませう。自動的規定を設けることとしたのでございませう。

以上が今回の改正案のおもな点でございますが、なおこのほか若干の事務的規定の整備を行うこととした次第でございませう。本法律案の提案の理由の概略は、右御説明いたしました通りでございますが、何とぞ慎重御審議の上に、可決せられますようお願い申し上げます。

○倉石委員長 本日はこれにて散會いたします。

次回は公報をもつてお知らせ申し上げます。

〔午後一時五十一分散會〕